

清川村立緑小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行い、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべていじめとしてとらえる。また、けんかやふざけあいであっても背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめはすべての児童に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、以下のいじめに対する基本方針をもって問題に向き合う。

- ◆ いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- ◆ いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ◆ いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ◆ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ◆ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童も含めた学級等の所属集団等の構造上の問題でもある。
- ◆ インターネットを通じて行われるいじめは、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性がある。

3 いじめ防止等に向けた基本理念

いじめの防止に向けては、「いじめをしない・させない・ゆるさない」という『未然防止』の観点と、いじめに限らず困っている様子の児童を見逃さないという『早期発見』の観点、そして、その事案に対して関係する全ての児童の成長に向けた支援を進めるという『適切な対処』という3つの観点を柱とし、チームで組織的に対応していく。また、いじめ防止やいじめを重篤化させないために、児童自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動する力を身に付けることができるようにする。

4 いじめの防止等のために大切にしたいこと

【児童に関すること】

- ◆児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うためすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ◆児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。

【教職員に関すること】

- ◆交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制作りに努める。
- ◆いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ◆児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかわかる時間を多くするように努める。

【家庭・地域に関すること】

- ◆一人一人の子どもをより深く、多面的に理解するために、保護者とは教育相談や懇談会だけでなく、日々の連絡帳のやりとりや電話連絡なども活用する。
- ◆日頃から地域からの情報収集に努める。

II 学校の具体的な取組

1 取組の年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
内 容	小中連絡会 幼保小交流事業①・幼保小交換先生 一年生を迎える会 授業参観・懇談会・PTA総会 始業式、児童指導全体会	幼保小交流事業② 児童指導全体会（1年生） 教育相談①	幼保小交流事業③ 小中交流会① いじめアンケート・個別面談 オールスターフェスティバル	終業式	児童指導全体会（研修会）	運動会 始業式・ダンス発表朝会（緑中生徒） 小中相互授業参観（教職員）	学校へ行こう週間 小中相互授業参観（教職員）	授業参観・懇談会 学校へ行く週間 小中相互授業参観（教職員）	芸術鑑賞会 幼保小交流事業④	いじめアンケート・個別面談 芸術鑑賞会 幼保小交流事業⑤	終業式 学校評価アンケート 教育相談② 幼保小交流事業⑤	小学生授業・部活動見学（6年生） 授業参観・懇談会（3・6年生） 始業式	6年生を送る会 幼保小交流事業⑦・⑧ 6年生中学出前授業 小中交流会② いじめアンケート・個別面談 授業参観・懇談会（1・2年生）	修了式・卒業式 幼保小交流事業
	児童指導連絡会・研修会、グリーンキッズ(縦割り活動)、朝会・児童朝会													

2 未然防止のための取組

- ◆学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努める。
- ◆発達段階に応じた行事や児童会活動等を通して、児童が主体的に活動できる機会を設定し自己肯定感を高める。
- ◆「あいさつ運動」や「異学年交流(たてわり活動等)」、「人権教室」等を通して、コミュニケーション能力や道徳心を養い、互いの人権を尊重した人間関係づくりに努める。
- ◆スマートフォンやタブレット端末、インターネットなどについての情報モラル教育を推進する。
- ◆いじめに関する教職員研修を実施し、様々なケースに対応できるよう指導力・組織力を高める。
- ◆幼保・小・中連携を推進し、交流活動を充実させることで、他者への思いやりの心やコミュニケーション力を育む。
- ◆地域と連携し、情報共有をすることで、中学校区全体で児童を見守る体制をつくる。

3 早期発見のための取組

- ◆児童が気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努める。
- ◆いじめアンケートの実施や相談ポストの設置をして、児童の声を聴く機会を設定する。
※「いじめアンケート」実施後、いじめに該当するか否かをチェックする機能を高めるとともに、いじめに対しての教職員の意識を高める。
- ◆職員会議後、児童指導連絡会・研修会を開催し、日頃の児童の様子についての情報交換を密にしたり、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ったりする。
- ◆「懇談会」や「教育相談」等を実施し、家庭との連携を図る。
- ◆被害を受けている児童に対しては、心のケアや人間関係づくりに配慮し、安心して生活できるよう組織的に支援する。
- ◆継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関との連携も含めて対応する。
- ◆社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も視野に入れながら指導する。

4 適切な対処のための取組

- ◆「未然防止」「早期発見」に関わる取組の中で気になる様子があった場合は「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等本人との教育相談に取り組む。
- ◆被害を受けている児童の訴えを受け、事実確認をし、組織的に指導方針を検討して保護者に連絡する。
- ◆加害児童について、行為の間違ひについては毅然とした態度で指導し、保護者にも支援を依頼する。
※いじめの解消については、少なくとも次の2要件をみたすこととする
 - ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
 - ・被害者側が心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者との面談で確認する）
- ◆加害児童がその行為に至った背景等については、教育相談を行い解決まで組織的に支援する。
- ◆インターネットを通じた SNS や動画投稿サイト等における情報流出については、家庭や関係機関と相談し、情報の削除と拡散防止・訂正の記載等の対処に努める。
- ◆インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。
- ◆継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関との連携も含めて対応する。
- ◆社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、清川村教育委員会及び所轄警察署等との連携も視野に入れながら指導する。

5 「いじめ防止等対策会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策会議」を設置し、年に1回開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止等対策会議」の構成

学校長、教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、支援担当、養護教諭
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ①いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ②いじめに関する相談・通報への対応
- ③いじめの判断と情報収集
- ④いじめ事案への対応検討・決定
- ⑤いじめ事案の報告

6 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、清川村教育委員会と協議の上、「緊急いじめ防止等対策会議」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急いじめ防止等対策会議」の構成

学校長、教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、養護教諭、担任
※事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ③清川村教育委員会への調査結果報告
- ④調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出